

平成二十一年四月二十四日受領
答弁第三一三三号

内閣衆質一七一第三一三三号

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁特別捜査部の取材対応のあり方等に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁特別捜査部の取材対応のあり方等に関する質問に対する答
弁書

一について

検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないと考えていることから、先の答弁書（平成二十一年四月十四日内閣衆質一七一第二八〇号）一から六までについてのとおりにお答えしたものである。

二から四までについて

検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと考えていることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

五について

検察の活動内容は、基本的には、公開の法廷における主張や立証を通じて公にされるべきものであり、検察当局において、起訴した場合に記者会見を行うことがあるのは、検察当局の活動を国民に正しく理解

していただくため、あるいは社会に無用の誤解を与えないようにするために、公訴事実の概要等を説明するものに過ぎず、その限りの会見を行う際に、テレビカメラを入れなかったとしても、その対応に問題があるとは考えていない。

六について

刑事事件に関する検察の職責は、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することであり、基本的には、公開の法廷における主張や立証を通じて、検察の捜査活動の内容が公にされるものと考えている。